

第35回 農業委員会総会 会議録

1 開 会	1
2 議 題	1
(1) 議事録署名委員の決定について	1
(2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	1
議案第1号	1
議案第2号	2
議案第3号	3
(3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	4
議案第4号	4
議案第5号	5
(4) 農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について	6
議案第6号から議案第16号	6
3 閉 会	7

○ 出席者

会長	15番	渡邊	浩正		
会員	1番	関	光博	2番	揚石 明
	3番	佐藤	栄一	6番	福田 一紀
	7番	中山	敏克	8番	大野 文子
	9番	桑原	雅子	10番	塚原 信一
	11番	町野	位夫	12番	渡辺 正明
	13番	手塚	みち子	14番	石塚 英好

日 時 令和8年4月20日（月） 16時00分
場 所 第一委員会室

1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 本総会の出席委員は13名となります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、ただいまから第35回矢板市農業委員会総会を開催します。

（16：00）

2 議 題

（1）議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

それでは、議長より指名いたします9番 桑原 雅子委員、10番 塚原 信一委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

ありがとうございます。

（2）農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件（2）、農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議案第1号

○議長 議案第1号について、事務局の説明をお願いします。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、

当番班 3班 班長、8番 大野 文子委員にお願いします。

○大野 文子委員 本日、午前9時から、委員4名、事務局2名の計6名で、農地法第3条3件、同法第5条2件、計5件の現地調査を実施いたしました。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長 はい。ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。次に、議案第1号の現地調査の詳細な報告を、6番 福田 一紀委員にお願いします。

○福田 一紀委員（申請地位置説明）

申請地は適正に管理されており、譲受人は申請地付近で既に耕作しており、何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第2号

○議長 続きまして、議案第2号の、事務局の説明をお願いします。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、議案第2号の現地調査の詳細な報告を、2番 揚石 明委員にお願いします。

○揚石 明委員（申請地位置説明）

申請地は適正に管理されており、何ら問題ないと見て参りました。牧草を作る予定だそうです。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第2号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第3号

○議長 ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、
3番 佐藤 栄一委員の退室を求めます。

続きまして、議案第3号の、事務局の説明をお願いします。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、議案第3号の現地調査の詳細な報告を、1番 関 光博委員をお願いします。

○関 光博委員 (申請地位置説明)

申請地は前回総会で許可申請に基づき議案に上がっていた農地に隣接しております。適正に管理されており、何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第3号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

○議長 議案第3号が終了しましたので、3番 佐藤 栄一委員の入室を求めます。

(3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(3)、農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議案第4号

○議長 それでは、議案第4号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、議案第4号の現地調査の詳細な報告を、6番 福田 一紀委員にお願いします。

○福田 一紀委員 (申請地位置説明)

議案第4号の譲受人は、議案第1号の譲受人の息子です。申請地に住宅を建て、一緒に農業を行う予定であり、何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第4号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第5号

○議長 それでは、議案第5号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、議案第5号の現地調査の詳細な報告を、2番 揚石 明委員にお願いします。

○2番 揚石 明委員 (申請地位置説明)

申請地は、転用目的が農業用倉庫となっております。現地調査をしたところ、草刈りした状態であり、何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第5号について、質疑意見等を求めます。

○3番 佐藤 栄一委員 農業用倉庫とのことだが、土地計画法上の開発行為には当たらないということでしょうか。矢板市の条例においても事前協議の適用除外の建物であり、開発行為の手続きはおこなっていないということでしょうか。

○事務局 開発行為には当たらないため、手続きはおこなっておりません。

○議長 ほかに無いようですので、これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(4) 農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について

○議長 続いて、付議事件(4)農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について議題に供します。

議案第6号から議案第16号

○議長 議案第6号から議案第16号について、関係する委員がございませんので一括で審議してよろしいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、議案第6号から議案第16号までについて、事務局の説明を求めます。

○事務局長(事務局説明)

○議長 それでは、議案第6号から議案第16号について、質疑意見等を求めます。

○3番 佐藤 栄一委員 議案第8号について、設定する権利の種類が『賃貸借相対』とあるが、どのようなものか。

○事務局 農地の賃貸借契約は、農地中間管理機構が間に入るが、支払いは直接おこなう方法です。

○議長 ほかに無いようですので、これより採決いたします。

議案第6号から議案第16号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

3 閉 会

○議長 以上をもちまして、第35農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

令和8年4月20日

議長

渡邊 浩正

議事録署名員

塚原 信一

議事録署名員

桑原 稚子